

議会基本条例特別委員会（第24回）要点録

1 日 時 平成23年9月5日(月)9:30~10:35

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、森岡聰子、
藤井義明（傍聴議員）

3 欠席委員 原田てつよ

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…行政協力委員長・副委員長会議での経過報告について。

事務局…9月1日午前、議長、正副委員長、局長、次長が出席し、委員長が条例案作成のいきさつを、副委員長が条文の構成をそれぞれ報告されました。

委員長…今後の予定としては、21日の全協で発議案を示し、説明後、質疑を受け、10月3日最終日に条例案を上程したいと考えている。

前回は踏まえての発議案の変更について。

事務局…基本条例の発議案、24条2項「学識経験者」を「識見を有する者」に、3項「学識経験を有する者」を「識見を有する者」にそれぞれ変更しました。

委員長…前回報告したメールの不具合についての対応結果について。

事務局…前回委員会の日の夕刻、お詫びと意見募集の延長をホームページに掲載しましたが、新たな意見はありませんでした。

委員長…施行日をいつにするかについての会派の意見は。

D委員…改選後の5月1日がよい。

H委員…同じ。

F委員…同じ。

I委員…同じ。

C委員…現在の議員の責任でという意味で、4月1日がよい。

B委員…同じ。

A委員…どちらとも言い兼ねる。

委員長…施行日については保留し、次の委員会で再度協議する。

（了承）

委員長…政治倫理条例についてA議員からの提案について。

事務局…会社法の改正により、税理士が中小企業に関与する機会が増えています。新会社法では、監査役とは違う位置付けで、体制内の役職として「会計参与」が設けられました。倫理条例5条1項、就業等の報告義務「無限責任社員、・・・若しくはこれらに準ずべき者」の部分に「会計参与」も追加してはどうかという御提案をいただきました。

C委員…従前の監査役と変わらないのでは。

事務局…従来は第三者として、会社からの依頼に基づき税務関係書類等の作成が行わ

れていましたが、改正後は、企業内の一員として経営者と共同して関わる点で異なります。

B委員…「準ずべき者」に含まれると理解すれば不要。

A委員…同じ。

D委員…条文に挙げた役職と横並びなら入れてよいのでは。

H委員…同じ。

F委員…「準ずべきもの」に含まれるなら不要。

I委員…同じ。

委員長…法改正の情報提供であり、条例に必ず入れるべきという御提案でもなかったと思う。本委員会では「会計参与」が「準ずべき者」に含まれると理解し追加しないこととする。

(了承)

委員長…施行期日の部分を除き、この発議案をもって、21日の全協で協議する。

(了承)

委員長…可決後の条文の配布について。

仮定の話で恐縮であるが、10月3日最終日に議決をいただいたならば、制定した条文を議会だより等でお知らせする必要があると思うがどうか。パブコメ用はすでに掲載している。

D委員…掲載する。

H委員…掲載する。

F委員…他市は制定直後に掲載しているのか。施行時に掲載するという方法もあるのではないか。

事務局…確認できておりません。

委員長…11月に掲載しなければ、施行後の5月号に掲載するというのも、一つの方法ではある。

I委員…可決直後に出す方がよい。行政協力委員長会議で議会基本条例について意見は出なかったが、よく分からないという声を聞いた。度々発信する必要があると思う。

C委員…可決時か施行時の一方に掲載。地区に出向いて条例の説明も必要。

B委員…可決されれば周知期間が必要。市民に保存しておいてもらうために、条例は臨時号として別に作るべき。時期は11月でなくともよい。

A委員…11月に作るものは条例全文でなく、施行後に資料となるようなものに。

委員長…これも10月3日に議決をいただかなければ実行できないことではあるが、11月号に掲載すれば、11月19日の講演会の資料としても配付でき、また、実施するかどうかはさて置き、地区で説明する場合にも活用できると考えていた。

F委員…他市の講演会も資料があった。それを考えれば11月がよい。

B委員…そういう理由であれば、11月に別冊で作り、講演会で配るべき。

D委員…予算については、どういう形で対応するのか。

事務局…当面は既定予算で対応し、不足分は補正対応となります。

D委員…別冊とするならば、条例そのままではなく、簡素で見やすい形で作るべき。

委員長…11月1日に議会だよりとは別冊で作成し、議会だよりと一緒に住民に配布する。また、講演会などのために増刷しておく。見やすくレイアウトし、できれば色も入れたい。

(了承)

事務局…別冊を作るなら、「議会だより」にはお知らせ程度でよろしいか。

(了承)

委員長…議会だよりには、11月19日の講演会の案内も掲載されたい。

11月19日のことも、ある程度考えておかなければならないので提案するが、催しの名称や形態について、パネラーをお願いしていないのでシンポジウムということにはならないと思う。条例の報告、議長挨拶、来賓（市長）挨拶、教授の講演、副議長の閉会挨拶、といった流れになると思う。

D委員…折角の機会なのでシンポジウムとし、市民代表を交えたパネルディスカッションがあってもよいのではないか。

H委員…正副委員長に一任する。十人十色の意見があるだろう。

E委員…講演会とパネルディスカッションの両方がほしい。

F委員…シンポジウムが理想だが、時間的に準備が難しい。講演会のみがよい。

I委員…講演会のみ。シンポジウムは実際に条例が動きだしてからでよい。

C委員…シンポジウムが理想だが、時間的に準備できないので、講演会のみ。

B委員…同じ。

A委員…同じ。

D委員…時間がないのも理解できる。講演会のみでよい。

委員長…講演会の挨拶では、議会基本条例が今なぜ求められているのかに触れていただき、また、講演では、議会は市民にこういう約束をしているといったことを中心に講義いただきたいと考えている。挨拶の素案については議長と協議し、委員会に提案する。会場、教授の送迎について事務局から。

事務局…会場は、ホテルの1階半分を仮押えしており400人（机ありなら200人）を収容できます。廣瀬教授は当日来笠され、即日帰京されますので、事務局で送迎します。

委員長…受付などは、議員及び事務局で行うこととなる。名称は他市にならえば「笠岡市議会基本条例・政治倫理条例制定記念講演会」となる。

(了承)

A委員…講演会の副題が要る。市民が対象なのだから、固い名前だけではよくない。

委員長…副題については、次の委員会で提案する。会場については、倍の広さを借り、机ありで400人としてはどうか。

F委員…机は不要ではないか。他市にも机はなかった。

委員長…執行部、近隣市町議会若しくは県下全市議会に案内すべきか。

H委員…市民が主役だから，市外の議員が多く出席するのはいかなものか。

委員長…少なくとも近隣の自治体議会には案内すべきと考える。当然，座席配置は主役の市民が前で，他は後となる。

以上，すべて10月3日の議決が前提の話であったが，今回は，施行期日と講演会の素案について協議する。発議について，施行日の部分以外は，本日示した案で変更ない。

全議員の総意で可決できるよう，各委員にはくれぐれも会派での十分な説明をお願いします。